

## 議案第65号

### 幕別町修学支援資金条例

幕別町奨学資金条例（昭和45年条例第3号）の全部を改正する。

#### （目的）

第1条 この条例は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。以下「高等学校等」という。）に在学する者（以下「高校生」という。）のいる世帯に対し、修学上必要な経費（以下「修学支援資金」という。）を給付することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

#### （給付対象者）

第2条 修学支援資金の給付の対象となる者は、高校生のいる保護者等（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高校生又は保護者等が、幕別町内に住所を有していること。
- (2) 保護者等の属する世帯の年間の収入金額（以下「世帯収入金額」という。）が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算出した額を年間収入に換算した額（以下「生活保護基準」という。）の1.3倍未満であって、同法第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯又は保護者等の世帯全員の当該年度の市町村民税所得割が非課税である世帯に属していないこと。

#### （給付額）

第3条 修学支援資金の給付額は、別表のとおりとする。

#### （給付期間等）

第4条 修学支援資金の給付を受けることができる期間は、高校生が高等学校等に修学している期間とし、高校生1人当たりの給付は、通算3回を上限とする。ただし、定時制、通信制の高等学校に通う高校生は、通算4回を上限とする。

(給付手続)

第5条 修学支援資金の給付を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、毎年度、教育委員会が定める日までに、教育委員会に申請しなければならない。

(給付決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、審査を行い、修学支援資金の給付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(給付方法等)

第7条 修学支援資金は、年3期に分割して給付するものとする。

2 年度の途中で修学支援資金の給付の決定を受けた者にあつては、第3条に規定する給付額を月割によって算出するものとする。

(給付の停止)

第8条 教育委員会は、第6条の規定による修学支援資金の給付の決定を受けている者（以下「受給者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、修学支援資金の給付を停止するものとする。

(1) 第2条第1号の規定に該当しなくなったとき。

(2) 第2条第2号の規定に該当しないと認められたとき。

(3) 修学支援資金の給付の辞退の申出があつたとき。

(4) 当該世帯に属する高校生が、修学支援資金の給付を受ける者として適当でない事由が生じたとき。

(5) 当該世帯に属する高校生が、高等学校等に在籍しなくなったとき。

2 前項の規定による給付の停止は、その事実の発生した日の属する月の翌月からとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による給付の停止を行ったときは、受給者に対し、その旨を通知するものとする。

(給付決定の取消し等)

第9条 教育委員会は、申請に事実と異なる記載があつたことが判明したときは、第6条に規定する給付の決定を取り消し、又は変更するものとする。

2 教育委員会は、前項の取消し又は変更を行った場合において、既にその額を超える修学支援資金が給付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる

ものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年3月31日までの間に限り、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、高等学校等の第3学年の高校生のいる保護者等で、施行日前において現に改正前の幕別町奨学資金条例（以下「旧条例」という。）による支給を受けている者の奨学資金の支給に関しては、なお従前の例による。

3 平成29年3月31日までの間に限り、施行日において、高等学校等の第2学年の高校生のいる保護者等で、施行日前において現に旧条例による支給を受けている者の奨学資金の支給に関しては、世帯収入金額が生活保護基準の1.3倍以上1.5倍未満の世帯に属する場合にのみ、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

	世帯区分	在学する高等学校等の課程	給付額	
			公立高等学校	私立高等学校
1	第2条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯（次項に掲げるものを除く。）	通信制以外の高等学校等に通う高校生のいる世帯	年額 37,400円	年額 38,000円
		通信制の高等学校等に通う高校生のいる世帯	年額 27,800円	年額 28,900円
2	第2条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯で、23歳未満の扶養されている兄弟がいる世帯	通信制以外の高等学校等に通う高校生のいる世帯	年額 129,700円	年額 138,000円
		通信制の高等学校等に通う高校生のいる世帯	年額 36,500円	年額 38,100円